

改正職業安定法の概要

～平成16年3月1日から
職業安定法が変わります～

厳しい雇用失業情勢等に対応するため、職業紹介事業が労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合を図ることができるよう、職業安定法・関係政省令等が改正され、平成16年3月1日から施行されることとなりました。

改正職業安定法・関係政省令等の主な概要は以下のとおりですので、改正内容の十分なお理解と遵守をお願いします。

ご不明の点等がありましたら、最寄りの都道府県労働局・公共職業安定所にお問い合わせ下さい。

なお、平成16年4月1日から、職業紹介事業、労働者供給事業及び委託募集の許可・届出等の手続窓口は、公共職業安定所から都道府県労働局に変わります。(求職者からの相談等は公共職業安定所でも可能です。)

厚生労働省・都道府県労働局
(公共職業安定所)

1 職業紹介事業の許可・届出制の見直し

(1) 許可・届出手続の簡素化

有料職業紹介事業・無料職業紹介事業の許可について、事業所単位（支店単位）から事業主単位（会社単位）に改められました。

(2) 特別の法律により設立された法人の無料職業紹介事業

特別の法律により設立され、10以上の構成員を有する以下の法人が、構成員等を対象にして行う無料職業紹介事業について、届出で実施可能になりました。

農業協同組合法の規定により設立された農業協同組合・農業協同組合連合会

水産業協同組合法の規定により設立された漁業協同組合・水産加工業協同組合・漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会

中小企業等協同組合法の規定により設立された事業協同組合・中小企業団体中央会・協同組合連合会

商工会議所法の規定により設立された商工会議所・日本商工会議所

中小企業団体の組織に関する法律の規定により設立された商工組合・商工組合連合会

商工会法の規定により設立された商工会・商工会連合会

森林組合法の規定により設立された森林組合・森林組合連合会

(3) 地方公共団体の無料職業紹介事業

地方公共団体が、自らの施策に関する業務に附帯して行う無料職業紹介事業について、届出で実施可能になりました。

(4) 学校等の行う無料職業紹介事業

学校等が以下の者を対象にして行う無料職業紹介事業について、届出で実施可能になりました。

大学の場合

大学附属病院で医師臨床研修を受けている者及び修了した者

学校・専修学校の場合

当該学校・専修学校で委託訓練を受けている者及び修了した者

2 手数料徴収の対象となる求職者の範囲の拡大

(1) 手数料徴収の対象となる求職者の追加

有料職業紹介事業者が手数料を徴収できる求職者として、熟練技能者（特級・一級の技能検定に合格した者が有する技能又はこれに相当する技能を有し、生産その他の事業活動において当該技能を活用した業務を行う者）の職業に紹介した求職者が追加されました。

(2) 手数料徴収の対象となる求職者に係る年収要件の引き下げ

有料職業紹介事業者が手数料を徴収できる科学技術者・経営管理者・熟練技能者の求職者に係る年収要件が、年収700万円超に引き下げられました。

3 兼業禁止規制の撤廃

職業紹介事業と、料理店業・飲食店業・旅館業・古物商・質屋業・貸金業・両替業等との兼業禁止規制が撤廃されました。

なお、職業紹介事業の許可に際し、貸金業については貸金業法による登録、質屋営業については質屋営業法による許可を、それぞれ受け、適正に業務を運営していることが必要です。また、貸金業又は質屋営業における自己の債務者を求職者とすることはできません。

4 保証金制度の廃止

有料職業紹介事業者に対する保証金制度が廃止されました。
なお、供託していた保証金については、平成16年3月1日以降に官報への公告等の所定の手続きを経て、取り戻すことが可能です。
(平成16年3月1日より10年以内に所定の手続きを行う必要があります。)

5 職業紹介責任者の選任要件の見直し

(1) 職業紹介責任者の選任要件の見直し

職業紹介責任者は、職業紹介に関する業務を統括管理する者とされ、また、選任要件について職業紹介に係る業務に従事する者50人当たり1人以上に改められました。

(2) 職業紹介責任者の変更手続の簡素化

職業紹介責任者の変更の届出について、変更の日から30日以内に届け出れば足りることとなりました(従来は10日以内)。

(3) 職業紹介責任者講習の見直し

職業紹介責任者講習の有効期間が5年に延長されました(従来は2年)。また、再講習について講習時間数が4時間に短縮されました(従来は6時間)。

6 職業紹介事業の許可の欠格事由の追加

職業紹介事業の許可の欠格事由として、出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪(不法就労助長罪)が追加されました。

7 委託募集の許可の見直し

無報酬の委託募集については、届出で可能になりました。